

2016 年 5 月

危機管理ニュース

司法取引制度の導入と企業犯罪の捜査に与える影響

弁護士 甲斐淑浩

Contents

- 本国会で「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立し、我が国に新たに「司法取引」が導入されることとなった(2年以内に施行)。
- この司法取引は、検察官、被疑者や被告人、弁護人の三者が協議して、被疑者や被告人が他人の犯罪に関して供述することを条件として、検察官が被疑者や被告人自身の事件について不起訴処分や求刑の引下げ等の寛大な処分を行うことを合意する制度である。
- 企業犯罪の捜査でも司法取引が多用され、検察官が社員と司法取引を行って供述を引き出して上層部や会社自体に対して厳しい刑事責任の追及がなされるようになる可能性があり、企業としては危機管理体制や内部通報制度を見直して充実させる必要がある。

1. 司法取引の概要

第 190 回国会で「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立し、我が国に新たに「司法取引」が導入されることとなった。この司法取引は、検察官、被疑者や被告人、弁護人の三者が協議をして、被疑者や被告人が他人の犯罪に関して供述することを条件として、検察官が被疑者や被告人自身の事件について不起訴処分や求刑の引下げ等の寛大な処分を行うことを合意する制度である(刑事訴訟法 350 条の 2)。

国会審議の過程で、捜査の透明性や信頼性を確保する観点から、検察官と被疑者や被告人との協議に弁護士が常時関与することを義務付けるなどの修正が加えられた。

今回の改正は、取調べの録音・録画制度の導入(いわゆる「取調べの可視化」)が主眼であるが、取調べや供述調書への過度の依存を改めるための方策として司

法取引も併せて導入された。

我が国の司法取引は「他人の犯罪」の捜査・公判に協力する「捜査・公判協力型」司法取引であり、アメリカで認められている被疑者や被告人が「自分の犯罪」を認めるのと引き換えに自分の事件について寛大な処分を受ける「自己負罪型」司法取引の導入は見送られた。

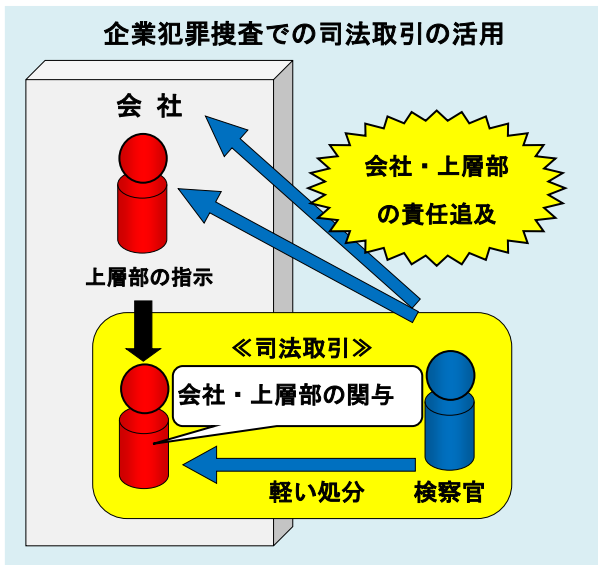
2. 企業犯罪捜査への影響

1. 「突き上げ捜査」での司法取引の活用

司法取引は、贈収賄、詐欺、横領、脱税、独禁法違反、金商法違反等の典型的な企業犯罪にも適用されるため、司法取引の導入により企業犯罪の捜査手法が大きく変わる可能性がある。

企業犯罪では通常「突き上げ捜査」という捜査手法がとられる。これは、まず会社の下部の社員の自白を得た上で、それを基に上層部へ上って責任追及を行い、

会社ぐるみの犯罪の全容を解明していくという捜査手法である。突き上げ捜査を行う際、下部の社員が犯罪への関与が低いにもかかわらず、自らが刑事責任を問われることを恐れて供述しないことがある。今回導入される司法取引を用いれば、検察官が下部の社員と協議をして上層部や会社の関与について供述することを条件に不起訴処分にすることを合意し、その下部の社員の供述により上層部や会社の責任追及を行うことが可能となる。



2. 社員による捜査機関への情報提供の増加

企業犯罪は、社員が捜査機関に企業内の不祥事に関する情報を直接持ち込んでそれが捜査の端緒となることが少なくない。特に、内部通報制度や危機管理体制が十分でない企業の場合、社員が自社に適切な対応を期待できないと考えて捜査機関に直接情報提供して捜査が開始されることがある。社員が不祥事に関わっている場合、自らが刑事責任を問われることを恐れて捜査機関への情報提供を躊躇することがあるが、司法取引が導入されると、社員が自己の刑事責任を問わないことと引き換えに企業の不祥事に関する情報を捜査機関に提供する事例が増えると考えられる。企業犯罪の捜査が開始された場合、他の支社や部署で同様の犯罪が行われているという情報提供がなされて芋づる式に複数の不祥事が発覚するケースがある。司法取引が導入されれば、捜査対象となった社員が自己の刑事責任を軽減させるために、他の支社や部署の不祥事を積極的に申告するようになることも考えられる。

3. 企業の司法取引

複数の企業がカルテルや循環取引等の犯罪を行っている場合、その犯罪が露見しようとなった際、従犯的立場の企業がいち早く検察官と司法取引を行って主犯的立場の企業の犯罪に関する情報を提供し、寛大な処分を得ようとするケースも生じうるであろう。

2. 企業犯罪捜査への影響

1. 危機管理体制の拡充の必要性

上記のとおり、企業の内部通報制度や危機管理体制が不十分な場合、司法取引の導入により、社員が企業内の不祥事に関する情報を捜査機関へ直接提供するリスクが高くなる。企業としては、内部通報制度や危機管理体制を拡充して、不祥事の早期発見に努めるとともに、社内研修等を通じて、企業として不祥事に対して毅然とした対応をすることを社員に強くアピールする必要がある。

2. 不祥事発生時の対応

不祥事発生時に企業がいかに早期に適切な対応ができるかが重要であろう。企業の対応が後手に回ったり、不祥事を隠匿しようとした場合、社員が自社の対応には期待できないと考え、検察官と早期に司法取引を行って不祥事に関する情報提供を行い、その結果、上層部や会社が重い刑事責任を問われる可能性がある。突き上げ捜査が開始されれば、下部の社員が他に先んじて司法取引を行おうとして次々に検察官に不祥事に関する情報を提供する事態が生じることも考えられる。捜査の開始後に、上層部が下部の社員に司法取引を行わないように指示したり、会社に都合の良い供述をするように指示することはできない。

不祥事発生時には、上層部が主導して迅速に調査体制を整え、事案によっては外部の弁護士等による第三者調査委員会を設置して、積極的に事実関係を調査し、再発防止策を策定するとともに、早期に行政庁や捜査機関に自主申告して調査や捜査に積極的に協力することが重要となろう。

司法取引の施行日は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内で決められる予定である。企業犯罪の捜査でどのような実務運用をされるのか注目されるが、企業としては早急に危機管理体制や内部通報制度の見直しと拡充を進めておく必要がある。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。



弁護士 甲斐淑浩

yoshihiro.kai@amt-law.com

Tel: 03-6888-5694

Fax: 03-6888-6694

<http://www.amt-law.com/professional/profile/YOK>

- 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、DRG-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願いいたします。
- 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins3.html>にてご覧いただけます。

**ANDERSON
MORI &
TOMOTSUNE**

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

TEL:03-6888-1000(代表)

E-mail:inquiry@amt-law.com